

社協だより たるい

2019.5

第112号



傾聴ボランティア講座（平成31年3月15日）

講師のNPO法人日本傾聴ボランティア協会事務局長
山田豊吉さんの講義を熱心に聴かれる受講者の皆さん

おもな内容

- 報 告 今年度事業計画・収支予算 ····· (P.2、3)
- 紹 介 垂井町福祉事業所けやきの家開所 ··· (P.4)
- 募 集 社協会費、日赤社資にご協力ください ··· (P.5)
- 紹 介 出前講座、福祉機器貸出をご利用ください (P.6)
- 紹 介 福祉のそら豆知識 ······ (P.6)
- 紹 介 日常生活自立支援事業のご案内 ····· (P.7)
- 紹 介 生活困窮者自立相談支援窓口にご相談ください (P.7)
- 募 集 学習支援事業にご協力ください ····· (P.8)
- 募 集 在宅介護者のつどいにご参加ください ··· (P.8)
- 紹 介 心配ごと相談日、おもちや病院たるい診療日
のご案内 (P.8)
- 紹 介 善意のご寄付 ありがとうございました (P.8)

垂井町社協
マスコットキャラクター
デザイン募集中！



締切 令和元年（2019年）
5月31日（金）
詳しくは、ホームページをご覧ください。



令和元年5月1日発行

編集発行

社会福祉法人 垂井町社会福祉協議会
不破郡垂井町1305番地の2（垂井町福祉会館）
TEL (0584)23-3335 FAX (0584)22-2714
ホームページ <http://www.tarui-shakyo.jp>
E-mail info@tarui-shakyo.jp

平成31(令和元)年度事業計画・予算

垂井町社会福祉協議会では、今年度も次の事業計画と収支予算のもとに、住民の皆様のニーズを大切にした「ふだんの暮らしをしあわせにしていく」取り組みを進めます。
 (事業計画・予算是、理事会・評議員会で協議され、決定されています。)

今年度事業計画のあらまし

重点目標(重点活動)

- ① 次期垂井町地域福祉活動計画の策定
- ② 地域で支え合う体制づくり
- ③ 地域共生社会実現のため地域で支え合う体制づくりを進めます。
- ④ ボランティアの育成と活動の充実
- ⑤ 生活困窮者自立支援の推進と子どもの貧困・孤立への対策
- ⑥ 行政、関係機関と連携しながら生活困窮者自立支援を行います。また、子どもの貧困・孤立への対策のため、学習支援事業を行います。
- ⑦ 経営基盤の強化
- ⑧ 本会の組織づくりと人材確保、財務の安定を図ります。

法人運営事業

- ・ 会員募集の推進
- ・ 事業経営の安定化等による資金の確保
- ・ 情報機器整備による業務の効率化
- ・ 専門性を高める研修会の実施
- ・ BCP(事業継続計画)の検証と充実 等

助成事業

- ・ 福祉協力校への助成
- ・ 各ボランティア団体への助成
- ・ 各福祉団体への助成

民生委員活動事業との連携



企画広報事業

- ・ 社協だよりの発行
- ・ ホームページ、SNSによる情報発信
- ・ 垂井町社会福祉大会の開催
- ・ 垂井町戦没者追悼式の開催
- ・ 地域懇談会、出前講座の実施
- ・ マスクットキャラクターの募集と活用
- ・ 福祉機器の無料貸出

心配ごと相談事業

- ・ 心配ごと相談所の開設
- ・ 弁護士による法律相談所の開設
- ・ 結婚相談所の開設
- ・ ぎふマリッジサポートセンターとの連携 等

ボランティアセンター事業

- ・ ボランティアに関する相談支援の実施
- ・ ボランティア団体の育成強化
- ・ ボランティア保険加入促進
- ・ ボランティア養成講座等の実施
- ・ ボランティア活動のきっかけづくり 等

福祉活動事業

- ・ 生活支援サービスづくり提供団体支援、推進
- ・ 地区ささえあい連絡会等の支援
- ・ 福祉推進員、近隣ボランティア研修会の実施
- ・ 地域見守りネットワーク体制の強化
- ・ いきいきふれあいサロン事業の推進
- ・ 見守り活動の展開

共同募金配分事業

- ・ ひとり暮らし高齢者のつどいの開催
- ・ 障がい児・者ふれあい事業の実施
- ・ 福祉学習の支援、実施
- ・ 災害等支援事業
- ・ 福祉関係事業者との連携
- ・ 通いの場づくりの推進

高額・生活資金貸付事業

- ・ 要生活援助者世帯への支援活動
- ・ 生活資金貸付事業の実施
- ・ 生活困窮者相談支援
- ・ 学習支援事業の実施

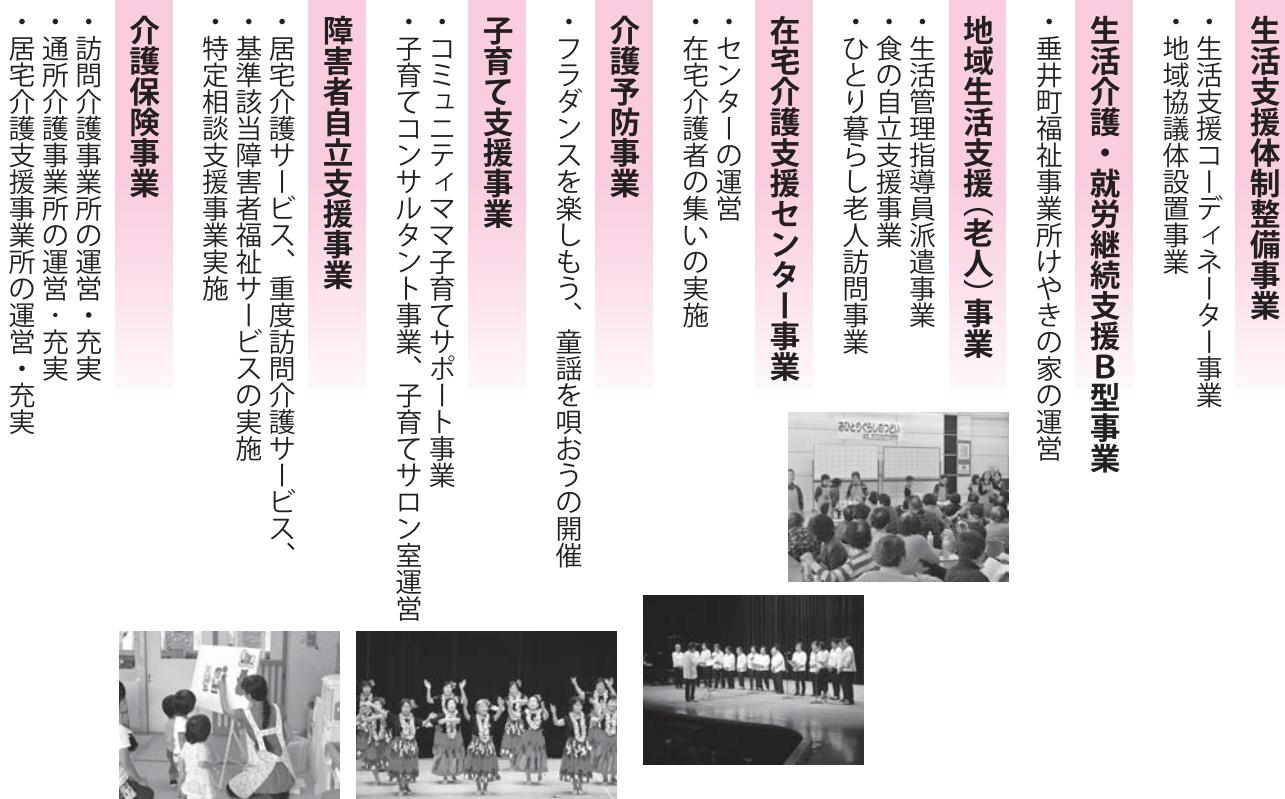


県生活資金貸付事業

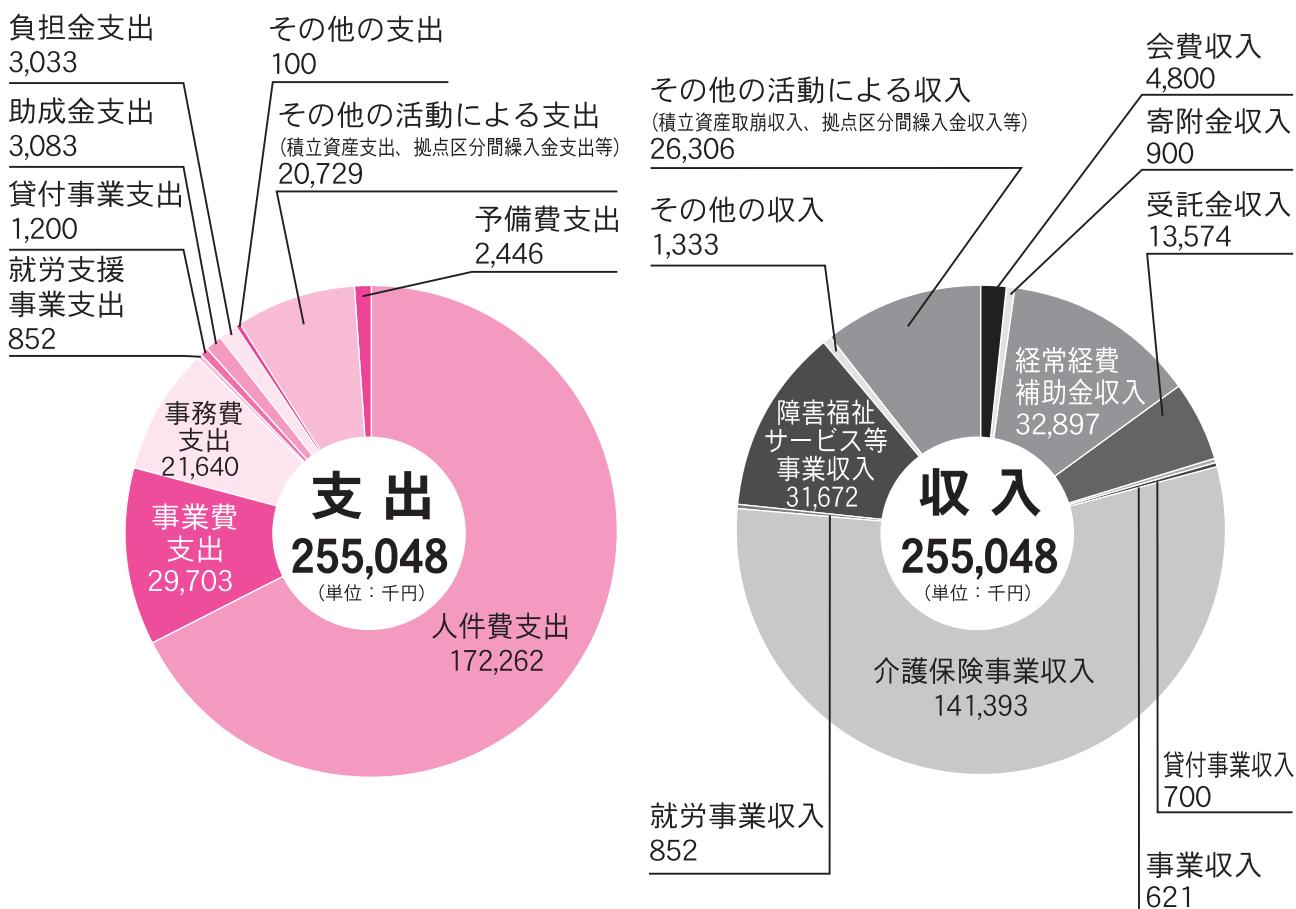
- ・ 県生活福祉資金の貸付事業及び
借入返済指導の実施

福祉サービス利用援助事業

- ・ 日常生活自立支援事業の実施
- ・ 成年後見制度利用促進事業への協力



今年度收支予算(事業活動収支)のあらまし



垂井町福祉事業所けやきの家が開所しました

4月1日より、これまでの垂井町地域活動支援センターけやきの家が、垂井西保育園があつた場所に移転して、生活介護事業・就労継続支援B型事業を開設する「垂井町福祉事業所けやきの家」として生まれ変わりました。

垂井町より指定管理者として垂井町社会福祉協議会が指定を受け、施設の管理や事業の運営を行つてまいります。障がいのある利用者の方がその能力を十分に発揮し、地域で自立した生活をしていくことができるよう職員一同支援してまいります。

A. 障がいのある方に日中の時間、就労の機会や創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進を図り、障がいのある方も地域でともに生活していくよう取り組む施設です。

Q. 垂井町福祉事業所けやきの家って？



- 【定員】 生活介護(20名)
就労継続支援B型(10名)
【開所日】 月曜日～金曜日 9:00～16:00
土曜日 9:00～12:00
【休所日】 日曜日、祝日、年末年始 他
【対象者】 次の要件を満たす方
・垂井町に住所を有している方
・18歳以上の障がいのある方
・通所が可能な方



A.

Q. どんなことをして過ごすの？



町内外の事業所様から受注した作業(ビニール製品の折りたたみや仕上げ、建設用部品・自動車用部品等の加工や組み立て)、自主製品(紙紐製品、刺し子製品等)の制作等をして過ごしていただきます。また、体操や音楽療法等の月間行事、クリスマス会等の季節行事、日帰り旅行やスポーツ観戦等のお楽しみ企画行事等も実施していく予定です。

社協会費にご理解とご協力を お願いします！

5月1日より、平成31(令和元年)度垂井町社会福祉協議会会員・会費(社協会費)募集をいたします。

垂井町社会福祉協議会は、町内の皆様の支えをもとに、地域の皆様のふだんのくらしをしあわせにしていくためのさまざまな事業を行っている民間組織です。皆様からお寄せいただいた会費は、これら事業をすすめるための貴重な財源となります。



会費の種類

一般会費	500円/1口 (世帯単位でご協力いただきます。)
特別会費	3,000円/1口 (特にご賛同いただける個人の方にご協力いただきます。)
施設会員	5,000円/1口 (福祉関係施設にご協力いただきます。)
賛助会員	10,000円/1口 (法人・団体などにご協力いただきます。)

※一般会費と特別会費は、自治会等を通じてもご協力いただいております。

会費の使い途

- 地域福祉推進活動を支援する事業
- ボランティア活動を活発にしたり、支援する事業
- 福祉の心を育む福祉教育を進めるため事業
- 車いすや福祉ベッドなど福祉機器貸出事業
- 社協だよりの発行　他

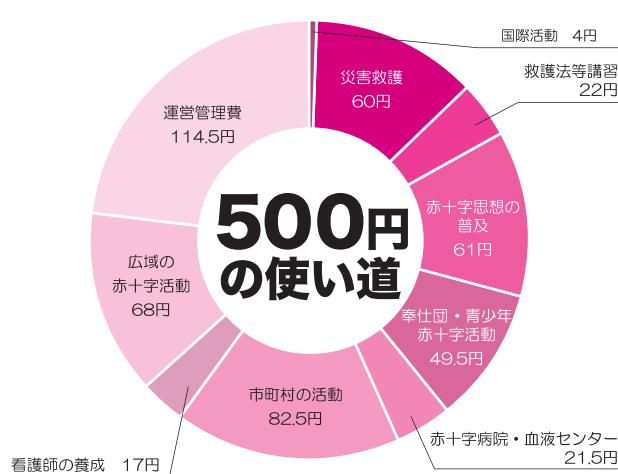
日赤社資にご理解とご協力を お願いします！

社協会費募集と同時に、自治会等を通じて、平成31(令和元)年度日本赤十字社会員・協力会員を募集をいたします。

日本赤十字社は、赤十字の人道という理念にもとづき、災害救援、血液事業はもとより、ボランティアの活動支援、次世代を担う青少年の育成など様々な事業を行っています。垂井町社会福祉協議会は、日本赤十字社岐阜県支部の垂井町分区の事務局として、日本赤十字社会員・協力会員募集を行っています。

日本赤十字社の社資(活動資金)は、赤十字事業にご賛同いただく会員(年間2000円以上を納入いただける方)による会費、協力会員(従来の一般社員)からの協力会費と寄附金から成り立っており、垂井町分区にお寄せいただいた社資は、全額が岐阜県支部へと送金され、各事業に活用されます。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



出前講座をご利用ください

皆様の地域で開催される会議や集いに社会福祉協議会をお呼びください。
社会福祉協議のこと、福祉に関すること、災害図上訓練(DIG)や災害ボランティアなど災害に関すること等、研修会や座談会のお手伝いをさせていただきます。
出前講座内容例にないようなことでも結構です。こんなことを協力してもらえないか、ということがありましたら、まずはお気軽に社会福祉協議会までご相談ください。

出前講座内容(例)

福祉制度について
ボランティアについて
車イスの使い方
認知症サポーター養成講座
社協事業紹介
災害図上訓練(DIG)
避難所運営訓練(HUG)
クロスロードゲーム 等



避難所運営訓練(HUG) 認知症サポーター養成講座

車いすの使い方

福祉機器の貸出しをご利用ください

社会福祉協議会では、身体の障がい等により日常生活を営むのに支障のある在宅の高齢者や障がいの方等を対象に車イスや福祉ベッド(手動式)の貸出しをいたしております。

- 貸出期間 貸出しの日から毎年12月1日を基準日とする最長1年間。更新手続きにより継続利用も可能です。
- 利用料 無料ですが、返還の際に消毒料の一部をご負担いただきます。(消毒料負担額：福祉ベッド9,000円、車イス3,000円 ※10日以内の短期貸出の場合には不要)
- その他 社会福祉協議会による運搬をご希望の場合、別途運搬料が必要です。(運搬料：福祉ベッド1,000円/回 車イス 500円/回)

詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。

福祉のそら豆知識

今号の福祉のそら豆知識は、「社協」についてご紹介します。

Q. 社協って？

A. 社会福祉協議会の略称です。

Q. どんなところなの？

A. 地域住民、福祉関係事業所、企業等の皆様に会員となっていただき、これらの方々や関係機関の参加、協力のもと、誰もが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っているところです。

Q. どんな特徴があるの？

A. 民間組織としての自主性を持つとともに、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性を持つ団体として、きちんと社会福祉法という法律に位置づけられています。

Q. 垂井町以外にもあるの？

A. 全国の各市町村・都道府県等にあります。それぞれ独立した存在ですが、「福祉のまちづくり」という点で結びついている社協ネットワークは他に類を見ないもので、災害時の被災者支援等、いざというときに大きな力となって現れています。

社協って頼りになるね！



地域で安心して暮らせるようお手伝いします

日常生活自立支援事業のご案内

福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理に不安をかかえる方が安心して生活できるよう社会福祉協議会がお手伝いします。



サービス内容

福祉サービス利用援助

- ・福祉サービス利用に関する相談や情報の提供
- ・福祉サービスの利用料支払い手続き
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

書類預かりサービス

- ・銀行の貸金庫等で大切な書類等を預かり
例) 年金証書
定期預金証書
権利証
実印、銀行印等
- ※お預かりできないものもあります。

日常的金銭管理サービス

- ・年金および福祉手当の受領に必要な手続き
- ・医療費を支払う手続き
- ・税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ・日用品等の代金を支払う手続き

詳しくは、垂井町社会福祉協議会までお問い合わせください。（電話 0584-23-3335）

～岐阜県生活困窮者自立相談支援事業のご案内～

相談無料

秘密厳守

一人で悩まず、まずはご相談ください

専門のスタッフがあなたの悩みごとや困りごとに寄り添って、どうしたら良いか、一緒に考えていきます。お気軽にご相談ください。

こんなことでお困りではありませんか？

生活

仕事



健康



お金



連絡先 ○岐阜県生活支援・相談センター 西濃支所

〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎 5階
☎0584-83-2011(無料電話 0800-200-2532)

○垂井町社会福祉協議会

〒503-2121 垂井町1305-2 垂井町福祉会館内
☎0584-23-3335

開設日時：月～金曜日 8:30～17:15
(ただし、祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除きます)

ぎふ子どもの学習支援 垂井教室に ご協力ください

社会福祉協議会では、子どもの学習支援や居場所づくりを進めます。今年度も「ぎふ子どもの学習支援・垂井教室」の定期開講を計画しております。

子どもと一緒に勉強したり、話し相手や遊び相手となるボランティア活動に是非ご協力ください。

詳しくは、社会福祉協議会までお問い合わせください。

在宅介護者のつどい参加者募集

在宅でご家族等を介護されている皆さん、少しの時間、介護から離れてリフレッシュしませんか？

- 日 時 6月11日(火)
午前10時～午前11時30分
- 場 所 垂井町福祉会館 介護学習室
- 対 象 在宅で介護されている方や
介護に協力されている町内在住の方
- 参加費 無料
- 申込み 電話などで社会福祉協議会までお申しふみください。(☎23-3335)

心配ごと相談日のご案内

場 所／垂井町福祉会館 2階相談室(垂井町1305番地の2)

時 間／各回とも 午後1時～午後4時

その他／ご相談は無料です。

法律相談をご希望の場合は、必ずご予約ください。

	心配ごと相談			法律相談	結婚相談
5月	8日(水)	15日(水)	22日(水)	23日(木)	25日(土)
6月	5日(水)	12日(水)	19日(水)	27日(木)	22日(土)
7月	3日(水)	10日(水)	17日(水)	25日(木)	27日(土)

お問合せ・ご予約先 垂井町社会福祉協議会 ☎(0584)23-3335

おもちゃ病院たるい 診療日

壊れたおもちゃをお持ちください。
おもちゃドクターが修理します。

※修理費は無料ですが、部品代など実費をいただく場合がございます。

※テレビゲーム機など承れないおもちゃもございますのでご了承ください。

診療日時／ **5月25日(土)**
6月22日(土)
7月27日(土)



※各日とも、午前10時～午前12時
場 所／垂井町福祉会館 介護学習室
お問い合わせ先／垂井町社会福祉協議会
☎(0584)23-3335

編集後記

平成が終わり、令和の時代となります。皆さんの平成を漢字一文字で表すとどんな漢字になるでしょうか？

私の平成を漢字一文字で表すとすれば、「迷」でしょうか。自分自身の人生に関する「迷」、平成の3分の1を過ごした社協の仕事の中で直面した様々な「迷」…。迷ってばかりの平成だったような気がします。

令和を表す一文字が「幸」や「福」になるようにするにはどうすればよいでしょうか。また「迷」の日々が始まります。(とみ)

あたたかい善意のご寄付 ありがとうございました

- 匿名様 2,500円
- 垂井町青年のつどい協議会様 15,000円
- 垂井小学校 5,000円
- 匿名様 212,069円
- 匿名様 100,000円



垂井小学校の児童の皆さんから福祉に役立ててくださいと寄付金をいただきました。



不破高等学校家庭クラブの皆さんから高齢の方にと「カード入れ」をたくさんいただきました。